

## 原油価格高騰対策 運送事業者等支援交付金

貨物軽自動車運送事業・一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業を営む亀岡市内の中小企業等に対し、「亀岡市原油価格高騰対策運送事業者等支援金」を交付します。

### 支援金の額

自動車の種類	自動車1台当たりの支援金の額
軽自動車	3,000円
軽自動車以外の自動車 (トラックなど)	11,000円

※二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除きます  
※自動車1台あたりの額に所有の台数を乗じた額が交付金の対象です

### 交付対象者

- (1) 亀岡市内に営業所を有する中小企業等であって、令和5年1月1日時点において貨物自動車運送事業法に基づく貨物軽自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営む者
- (2) 自動車を事業者名義で所有し、事業用に活用していること
- (3) 市税等に滞納がないこと
- (4) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員に亀岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員等を有しないこと

### 対象となる自動車

- (1) 車両法第3条に規定する自動車であること。ただし、二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除きます
- (2) 申請者の従事する事業用にのみ使用している自動車であること
- (3) 申請者が所有し、又はリース契約等に基づき借用している自動車であること
- (4) 自動車検査証に記載の使用の本拠の位置が亀岡市内であること

### 問合せ先・申請方法について

亀岡市役所 商工観光課 商工振興係  
(亀岡市役所3階5番窓口)

TEL:0771-25-5033

MAIL:mono-sangyou@city.kameoka.lg.jp



👉 申請に必要な書類や様式のダウンロードはこちらから

## 申請期限 令和5年2月28日(火)

申請は1事業者につき1申請限り、まとめて行ってください